社説

撰擧法改正の必要

日本は農業國にして政府の歳入の如きも地租の數額にて過半を占むるの有樣なりしに近年來國力の發達進步は非常にして本年度の歳入は一億以上の數を示し今後次第に增加の一方のみなる其增加は營業稅と云ひ酒造稅と云ひ又海關稅と云ひ何れも地租以外の財源に由るものにして政府の財政計畫に據るも遠からず一億五六千萬圓に達する割合なり即ち歳入の全額より見れば地租は僅に四分の一に過ぎず然かも其稅率を[illegible]る限りは今後[illegible]するも增加の見込はある可らず左れば國の歳入の四分の三は何れも商工業家の負擔する所にして此一點より見るときは日本は既に農業國に非ず經濟の大勢は商工に依て國を立るものと觀る可し然るに此事實の明白なるにも拘はらず爰に不釣合なるは政治上の權力が獨り農家に偏するの一事なり今の國會議員の撰擧法に據れば三百人の議員は重に農家より出るの仕組にして一般の商工家は實際に歳入の大部分を負擔しながら議會に席を占めて自家の利害を奏するの機會に乏しく自然の結果にして法の欠典と云はざるを得ず[illegible]國撰擧法にて人口何萬に付き一人の議員を出すの割合にて人口の上より撰擧の方法を定むるなど一般普通の例なるが故に日本の撰擧法も自から此例に倣ひたるか或は日本は農業國なれば特に農家の議員を多くせんとの趣向よりしたるものか立法家の目的は知るを得ずと雖も國民多數の利害を代表して租稅法律の議に參する其代表人を撰擧せしむるを以て法の精神と[illegible]ときは今の撰擧法は實際に適せざるものなり或は商工家に於ても自家の利害を輕々看過す可きに非ざれば今後は自から進んで議場に出るの決心もあらんなれども元來議員は撰擧區の人民を代表するものにして區民の希望如何に拘はらず自家の意見を議場に吐露するが如きは尋常人の能はざる所、到底今の議員に望む可らざるに然るに現行の法に於ては東京大阪京都の三市區を除くの外、日本中何れの撰擧區にても撰擧人の多數は農家に相違なければ利害を殊にする商工家の意見は實際議員の[illegible]令ひ其撰擧に當るも議場に於ては撰擧人の意見に反對の意見を述べ[illegible]得ず事の宜しきを得たるものに非ざれば恰も代議の精神を正當に行はれしめんとするには根底より撰擧法を改正して農家外出の議員と商工業者出の議員とをして其釣合を失はずして各自に[illegible]せしむるこそ肝要なる可し其の改正の方[illegible]して商工業者が議員を出すの途を開かんとするものに[illegible]

[illegible]に壓迫せらるゝ如き結果にて民撰代議の政治も甚だ圓滿ならずして國家全體の發達は遂に見るを得ざるに至る可し撰擧法の改正は目下の必要にして我輩の取て立法者に警告する所なり

○金鵄勳章

（[illegible]）

[illegible]

○伊藤侯井上伯の會合

[illegible]が去る六日[illegible]も赤[illegible]より[illegible]る所なれど[illegible]止まへしかは未だ知るものなし[illegible]の間柄に[illegible]き寄せしが[illegible]伯の後任として外務大臣たる[illegible]一も二もなく斷定したりと云ふ

○支那兵の獨逸士官殺害の仔細

[illegible]て南京總督[illegible]聘せし七官の一人中尉クラウゼ氏[illegible]兵に殺されし[illegible]の暴動を惹起すに至りし[illegible]一日[illegible]

○湖南兵

湖南兵は邪魔を入れんと頻りに競爭し居たり中國は先方に係る惡巧のあると知りてか又は知らずしてか己れも其卑劣なる兵卒を進めて訓練を初めたるに先方の將校之を中止せんことを迫りたれども中國は其請を容れざるを見て湖南兵は直に襲擊せしかば止むを得ず之[illegible]其部下に命じ[illegible]擊退したれども尚ほ無勢[illegible]終に敵[illegible]數ヶ所の傷を受け即座に[illegible]此騷動を聞き傳へ其同僚は取るものも取[illegible]現場に駆け付け[illegible]合せて防禦せしかば[illegible]逃げ去りたり此鬪[illegible]に湖南兵の死傷[illegible]式の兵卒と訓練を受くる兵卒との騷動の起りし原因[illegible]

○[illegible]

[illegible]

○神戶稅關擴張工事

神戶稅關擴張に付海岸通[illegible]波止場と第二波止場との間の海面を埋立て[illegible]設する工事は内務省に屬するものにして内務省は之を兵庫縣に一任したるに付縣に於て此工事を監督する由兵庫縣第二課[illegible]川技師が此程上京したるも全く之に關する事務打合せの爲めなりと云へば遠からず工事着手の運びに至るべし而して海面の埋立竣工する時は大藏省は右埋立地に上屋倉庫[illegible]の建築に着手する順序なり

○神戶駐在米國領事の後任

神戶駐在米國領事[illegible]シエンノー氏は[illegible]の都合にて歸國する由なりしが[illegible]去る九日同氏と[illegible]エヤト氏は近々[illegible]より來り領事に代りて事務を處理すべしと云ふ

女武者

わかば

第十一回　花下の刃

[illegible]

「一つは思ひも寄らず、某は決して[illegible]

[illegible]